

第6節 美術

1 改訂のポイント

目標の改善

解説美術編p. 6～12

■美術科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、
美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、
感性を豊かにし、
美術の基礎的な能力を伸ばし、
美術文化についての理解を深め、
豊かな情操を養う。

美術科の目指す姿

表現活動 自分の感じたことや想像したことを表す

鑑賞活動 作品などからそのよさや美しさを感じ取り見方を深める

幅広い 自然や身の回りの環境等を含む

(手段を)通して

新しいものをつくりだす喜びを味わう

愛好することで、生活を豊かに潤いのあるものにする

(意欲につながる)

感性 感じ取る力
対象をとらえたり判断やイメージしたりするときの基になる力

基礎的な能力 発想や構想の能力
創造的な技能
鑑賞の能力

=資質や能力

教科の目標に、「美術文化についての理解を深め」が新たに加えられた。

- ・これからの国際社会で活躍する日本人を育成するためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承発展させるための教育や、異なる文化や歴史に敬意を払い、人々と共存してよりよい社会を形成していこうとするための教育を充実する必要がある。
- ・「美術文化の学習」は、現行では第2学年からの内容となっているが、改訂では、第1学年に位置付け系統的に指導の充実を図ることとした。

目標の重点

- ・今回の改訂では、教科としての理念は、基本的には変わっていない。
- ・美術の学習活動が単に描くことやつくることに指導の重点を置くのではなく、「表現及び鑑賞」は手段であり、その「活動を通して、」生徒がつくり出すといった創造活動の喜びを味わうこと、生涯にわたって美術を愛好する心情を育てること、感性を豊かに働かせること、美術の基礎的な能力を伸ばすこと、豊かな情操を養うことに目標の重点がおかれている。
- ・美術の特徴としては、昔の人がつくったものがそのまま残っていること。伝え聞いたものではなくて、実物を鑑賞することができる。これが、日本及び諸外国の美術や文化を理解し、美術を通じた国際理解を深めることにつながっている。

内容の改善

→解説美術編 p.13～30

①内容を育てたい資質や能力ごとに整理 (→解説美術編 p. 100)

発想や構想の能力と創造的な技能を整理したことによって、先に技能があるのではなく、発想や構想したことに基づいて、試行錯誤して創造的に表すことが一層明確にされた。

②共通事項の新設

「形や色をとらえ、イメージをもつ」といった表現及び鑑賞に共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として表す。
〔共通事項〕は感性の働きの一例。
(→本指針 p. 39)

2 指導計画作成上の留意点

■指導計画作成上の配慮事項

(1)〔共通事項〕の取扱いに配慮すること

→解説美術編p.25～29

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。

イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

このア・イが各領域の指導を通して、指導する〔共通事項〕として新たに設けられたものであるが、今までも普通の授業の中で取り上げて指導してきた内容である。

したがって、今まで以上に意識的に指導する事が求められ、これまで行われてきた指導内容や指導方法を〔共通事項〕の視点で検討し改善する必要がある。

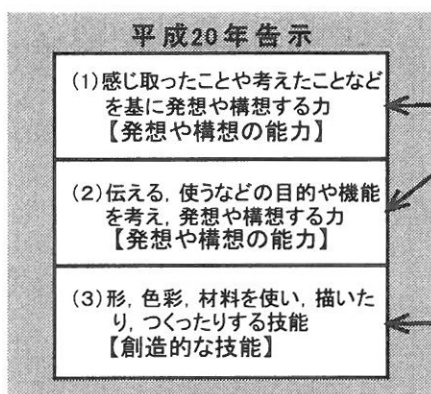
また、〔共通事項〕によって、小学校図画工作科において学習してきた「造形遊び」等とのつながり（→解説美術編p.36）を意識し、児童生徒の活動を通して育成する資質や能力を、9年間のスパンで具体的にとらえる必要がある。→本指針p.39～40

(2)「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行うこと

→解説美術編p.72～75

前項の「内容の改善」で触れたとおり、今回の改訂では、「A表現」の指導内容が、発想や構想の能力を(1)及び(2)、創造的な技能を(3)として、資質や能力ごとに整理されている。

したがって「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行う必要がある。これは、表現活動においては、発想や構想の能力と創造的な技能とが関連し合うことにより、相互の資質や能力が一層高まるためである。



→解説美術編p.100

・発想や構想の能力については、「絵や彫刻など」は自分が感じ取ったことをもとに表現する学習、「デザインや工芸など」は、他者を理解し目的や機能を考えて表現する学習といった違いがある。

・創造的な技能については、両者ともに自分が発想や構想したことを、形や色、材料、用具を使って実現することであり、技能自体には大きな違いがみられない。

・創造的な技能を(3)として整理したことで、先に表現技能があるのではなく、発想や構想したことに基づいて、表現方法等を選択したり、試行錯誤したりして創造的に表すことが一層明確になっている。

(3)各学年とも描く活動とつくる活動のいずれも経験させること

→解説美術編p.72～75

ア 第1学年では、「A表現(1)、(2)」ともに、描く活動とつくる活動をすべて経験させること。(描く活動とつくる活動の学習に著しい偏りが生じないようにし、様々な美術表現に親しめるように調和のとれた指導計画を作成する。)

イ 第2学年及び第3学年は、例えば、第2学年で「A表現(1)」について描く活動、「A表現(2)」でつくる活動を行ったら、第3学年では、「A表現(1)」についてつくる活動、「A表現(2)」では描く活動を行うなど、2年間を通してすべてを経験させること。

「A表現」の指導計画の作成例Ⅰ

A表現	(1)と(3)		(2)と(3)	
	感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動			
	描く活動	つくる活動	描く活動	つくる活動
第1学年	○	○	○	○
第2学年	○			○
第3学年		○	○	

「A表現」の作成計画の作成例Ⅱ（第1学年は同じ）

第2学年		○	○	
第3学年	○			○

(4) 「～次の事項を指導する」
について読み取ること

学習指導要領において、第1学年及び第2学年及び3学年の「2内容」に示されている「A表現」の(1)(2)(3)、「B鑑賞」の(1)及び〔共通事項〕の(1)にある「～次の事項を指導する。」という表現は、「必ず、指導しなければならない事項」であり、指導計画に位置付ける必要がある。

■内容の取扱いと指導上の配慮事項

(1) 表現形式や技法などの指導内容			
スケッチの活用	写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの活用	日本及び諸外国の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図など多様な表現方法の活用	地域の材料や題材などを取り上げる
<p>スケッチは単に描く力だけではなく、見る力や感じ取る力、考える力、他者に伝達する力を育成するものであり、効果的に取り入れる必要がある。</p> <p>作品制作のアイデアスケッチはもとより、学校までの道順等の地図の作成なども考えられる。</p>	<p>現代及び近い将来の美術表現は様々な分野領域が混ざり合い多様化し、全く新しい表現が受け入れられていく時代である。</p> <p>生徒の隠れた資質や能力を引き出す上でも、これらの映像メディアを活用し、生徒の表現力を豊かに育成することが可能になる。</p>	<p>日本の漫画やアニメーションは世界的に認知され、より質の高いものへと進化している。伝統的、現代的な表現を理解させ、表現する対象や目的に応じて、活用していくことが大切である。</p>	<p>それぞれの地域において、身近な材料や題材を調査し、それらを基に教師が工夫・アレンジして、生徒自らが表現の幅を広げていける指導が大切である。</p> <p>また、地域の身近な有形無形の文化財にも着目していくことが大切である。</p>
(2) 鑑賞の題材、美術館等の活用			
日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産を取り上げる		学校や地域の実体に応じて美術館・博物館等の施設を活用する	
<p>日本や世界各国の文化遺産についても、写真や映像メディアで紹介するなどし、人間の成長と表現の変容、国などの違いによる表現の相違などについて理解を広げることも重要である。</p> <p>また、西洋の美術だけでなく、日本の美術の源流を考える上で、歴史的、地理的に深いかかわりをもつアジア諸国、遠くはギリシャを含むいわゆるシルクロードによる文化の伝搬にかかわる国々の美術に目を向ける必要がある。</p>		<p>美術館では、児童生徒向けの鑑賞カードを作成したり、教員と学芸員がコラボレーションした授業を展開したり、楽しく鑑賞学習ができる工夫をしている。また、地域の要望に応じて、学芸員等が作品等を携えて行う出前授業やインスタレーションなどの創作指導が各地で行われるようになってきている。</p> <p>全各学校、生徒の実態に応じ、美術館等を活用することが大切である。</p>	
(3) 知的財産や肖像権などのについての配慮			
絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真など著作権に関する知識と指導		プライバシーとしての権利である肖像権の知識と指導	
<p>教師が定期テストなどで教科書や資料集の図版を用いることは、教育上の配慮として許可されている。生徒自身の作品が尊重されると同時に、漫画や写真などにも著作権が存在することを指導し、作者の権利を尊重させることが必要である。</p>		<p>デジタルカメラ等が安価で入手できる一方、他人のプライバシーを侵害するなどの事案が発生し、社会問題化している。</p> <p>他者のプライバシーを守ることは、自分自身のプライバシーが守られることを理解させ、指導していくことが大切である。</p>	
(4) 安全指導についての配慮		用具や機械類の点検、指導、保管について、事故防止の徹底を図る必要がある。	

3 Q & A

Q 1 学習指導要領に生徒が扱う材料や用具の特定はないのですか。

中学校の学習指導要領では小学校と違い、必ず指導しなくてはならない材料や用具は特定していませんが、小学校の学習指導要領に示してある内容や実際に生徒が小学校で体験した内容を十分に考慮しつつ工夫することが大切です。

Q 2 環境のデザインを扱いたいのですが、学習指導要領のどこに位置付けられていますか。

中学生が環境のデザインを造形として満足するものにするには時間がかかることから、表現として必ず学ばなければならない内容ではなく、鑑賞で学習するようになっていきます。ただし、実施してはいけないというわけではありません。実施する場合は、「A表現」(2)アの「構成や装飾を考えた発想や構想」で扱うことになりますが、他の内容とのバランスをとることが必要です。発達の段階を考慮すると第2・3学年で扱うのが適当でしょう。

Q 3 技能に関する指導として、ア 創意工夫して表現すること イ 見通しをもって表現することとありますがどの題材でも両方指導することになっているのでしょうか。

粘土による彫刻などのように、技能と構想が行き来しつくりながら構想が固まっていくため制作の順序をあらかじめ考えることが困難な場合もあります。このことから、アの事項はどの題材でも指導しますが、イの事項は、そのねらいに応じて指導することになります。

Q 4 「B鑑賞」では、第1学年では、第2・3学年イにある「生活を美しく豊かにする美術の働き」の内容が示されていませんが、この内容を1学年で扱ってもよいのでしょうか。

「生活を美しく豊かにする美術の働き」に関する学習内容は、1学年ではアの内容に含まれています。第2・3学年では独立した項目として位置付け指導していくということです。

Q 5 「B鑑賞」で言語活動を取り入れることでどのような効果が期待できますか。

ものを見て何かを感じる時は、頭の中で自然に言葉をつぶやいており、言語なしにはなかなか思考はふくらみません。言語を使うことで、漠然としていたことが整理され美しさの要素を明確にすることができます。教師からの一方的な知識の伝達だけでなく、自分の感じたことを言葉にしてみる大切であり、また言葉を使って他者と意見交換することで自分一人では気付かなかった価値などに気付くことができるようになります。

Q 6 「A表現」の内容に「主題など」とありますが、「など」にはどんな意味があるのですか。

基本は、主題ですが、この「主題など」はまだはっきりしていません。ほんやりしたものを含んでいます。小学校で体験した造形遊びのように、何となく材料を並べていることから構想が広がることも意図しています。→解説美術編p.36

Q 7 諸外国の児童・生徒作品等を参考にしたいのですが、手に入れることはできますか。

また、実際に美術館に行くことは現実には難しいのですが、活用するということは、本物の美術作品を鑑賞する機会を得られるようにするということですか。

例えば、「カナガワビエンナーレ国際児童画展」は、2年に1度、世界85か国から約3万点の作品の応募があります。この作品展は審査が行われ、入選作品は県内の巡回展の後、「あーすぷらざ」（かながわ国際交流財団）に保管されています。また、選外の作品については、学校の要望があれば寄贈されるので、これらの作品を活用することが可能です。

児童生徒が美術館で、本物の作品に出会う機会は、美術作品の実際の大きさや質感など写真や映像では味わえないよさがあるので大事にしたいところですが、解説美術編に「本物」ではなく、「実物」と表記があり、「地域の実態に応じて」とあるように、必ず行かなければならないということではありません。例えば、神奈川県立近代美術館の「Museum Box 宝箱」などのアートカードや、各美術館のホームページを活用することなどが考えられます。→本指針p.42